

平成 28 年度 食品の安全性に関する有害化学物質の サーベイランス・モニタリング年次計画

- (1) サーベイランス及びモニタリングは、農林水産省が定めた「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」に基づいて実施する。
- (2) サーベイランス及びモニタリングの実施に当たって、有害化学物質リスク管理基礎調査事業により分析を委託する場合は、精度管理を行うこと及び妥当性が確認された分析法を用いること等を条件として競争入札を行い、分析機関を選定する。
- (3) 危害要因を含有する可能性がある食品又は飼料の範囲が分からない場合や、十分なデータが存在せず、汚染状況が不明な場合は、予備調査を実施する。

サーベイランス

危害要因	調査の趣旨	具体的な調査対象品目	予定調査点数
ヒ素	国内におけるリスク管理措置を検討する際の基礎データを得るため、水田土壌及びそこで生産されるコメ(玄米、同玄米を削って得られる精米)のヒ素含有実態を詳細に把握。	土壌	1,000
		玄米	1,000
		精米 (上記玄米を精白したもの)	1,000
鉛	果実缶詰用の缶について事業者による自主的な鉛の低減対策の効果を確認するとともに、リスク管理措置の必要性を検討するため、市場に流通している国産果実缶詰の鉛濃度について最新の含有実態を把握。	果実缶詰	120
ダイオキシン類 (コプラナー PCB を含む)	ダイオキシン対策推進基本指針(平成 11 年 3 月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定)に基づき、水産物中の含有実態を把握。	ベニズワイガニ	各 30
		ホッケ	
		ブリ(天然)	
	畜水産物のダイオキシン類残留の主要な経路である飼料について、含有実態を把握。	動物性油脂 魚油 魚粉	検討中

危害要因	調査の趣旨	具体的な調査対象品目	予定調査点数
タイプB トリコテセン類 ¹	<p>DON、NIV については、リスク管理措置の有効性を検証するため、国産麦類における全国的な含有実態及び年次変動を把握。</p> <p>アセチル体、配糖体については、国産麦類における全国的な含有実態（遊離体とアセチル体や配糖体との比率）及び年次変動を把握し、アセチル体や配糖体を含めたリスク管理措置の必要性を検討。</p> <p>赤かび病の多発等が予想される場合には、該当地域において通常調査に追加して、緊急対応調査を実施。</p>	小麦 大麦	小麦 140 ³ 大麦 110 ³
タイプA トリコテセン類 ²	<p>国産麦類について、リスク管理措置の必要性を検討するため、全国的な含有実態及び年次変動を把握。</p> <p>赤かび病の多発等が予想される場合には、該当地域において通常調査に追加して、緊急対応調査を実施。</p>		
ゼアラレノン	<p>国産麦類について、リスク管理措置の必要性を検討するため、全国的な含有実態及び年次変動を把握。</p> <p>赤かび病の多発等が予想される場合には、該当地域において通常調査に追加して、緊急対応調査を実施。</p>		
総アフラトキシン	<p>国産大麦について、現行のリスク管理措置の有効性や新たなリスク管理措置の必要性を検討するため、全国的な含有実態を把握。</p>	大麦	検討中
オクラトキシンA			
ステリグマトシスチン			
パツリン	<p>国産のりんご果汁について、現行のリスク管理措置の効果を検証するため、最新の含有実態を把握。</p> <p>大規模な風水害、雹害等により、りんごのかび毒汚染が懸念される場合には、当該地域において緊急調査（追加調査）の実施を検討。</p>	りんご果汁	120

¹ デオキシニバレノール(DON)、ニバレノール(NIV)、3-アセチル DON、15-アセチル DON、4-アセチル NIV、DON-3-グルコシドの 6 種を分析。

² T-2トキシン、HT-2トキシン、ジアセトキシシルペノールの 3 種を分析。

³ うち有機栽培又は特別栽培のもの計 30。

危害要因	調査の趣旨	具体的な調査対象品目	予定調査点数
ピロリジジナルカロイド類	国産農産物について、リスク管理措置の必要性を検討するため、全国的な含有実態を把握。	ふき ふきのとう	計 90
	国内で販売されている蜂蜜について、リスク管理措置の必要性を検討するため、含有実態を把握。	蜂蜜	240
アクリルアミド	食品中のアクリルアミドについて低減の取組の効果を確認し、さらなるリスク管理措置を講じる必要があるかを検討するため、国内に流通する主要な加工食品中のアクリルアミドの含有実態を継続して把握。	ポテトスナック	120
		米菓	各 60
		ビスケット類	
		乳幼児用穀類加工品	
		レトルトカレー	
		レギュラーコーヒー	
		インスタントコーヒー	
		ほうじ茶	
多環芳香族炭化水素類 (PAH)	事業者による自主的な低減対策による効果を検証し、さらなるリスク管理措置を講じる必要があるかを検討するため、国産の削りぶし中の PAH の最新の含有実態を把握。	削りぶし	120
3-MCPD	アミノ酸液及びアミノ酸液を含むしょうゆ中の 3-MCPD について、事業者による製造方法の改善等による低減対策の徹底についての指導に基づく低減効果を検証するため、最新の含有実態を把握。	アミノ酸液	各 50
		しょうゆ	
3-MCPD 脂肪酸エステル類 (MCPDE)	食品中の MCPDE 及び GE について、現状を把握し、リスク管理措置の必要性を検討するため、最新の含有実態を調査。	食用こめ油	45
グリシドール脂肪酸エステル類 (GE)			
トランス脂肪酸	消費者・食品事業者への情報提供を充実させるため、国内で流通している加工調理食品中のトランス脂肪酸及び飽和脂肪酸の最新の含有実態を把握。	惣菜(揚げ物) 冷凍食品	計 120

モニタリング

危害要因	調査の趣旨	具体的な調査対象品目	予定調査点数
ヒ素	飼料中の基準の遵守状況を監視するために含有実態を把握(基準がない飼料についても、リスク管理措置の検討に必要なデータを得るため、含有実態を把握)。結果は、リスク管理措置の見直しに活用。	配合飼料 動物性飼料 乾牧草等	検討中
カドミウム	飼料中の基準の遵守状況を監視するために含有実態を把握(基準がない飼料についても、リスク管理措置の検討に必要なデータを得るため、含有実態を把握)。結果は、リスク管理措置の見直しに活用。	配合飼料 動物性飼料 乾牧草等	検討中
鉛	飼料中の基準の遵守状況を監視するために含有実態を把握(基準がない飼料についても、リスク管理措置の検討に必要なデータを得るため、含有実態を把握)。結果は、リスク管理措置の見直しに活用。	配合飼料 動物性飼料 乾牧草等	検討中
水銀	飼料中の基準の遵守状況を監視するために含有実態を把握(基準がない飼料についても、リスク管理措置の検討に必要なデータを得るため、含有実態を把握)。結果は、リスク管理措置の見直しに活用。	配合飼料 動物性飼料 乾牧草等	検討中
アフラトキシン B ₁	飼料中の基準の遵守状況を監視するために含有実態を把握(基準がない飼料についても、リスク管理措置の検討に必要なデータを得るため、含有実態を把握)。結果は、リスク管理措置の見直しに活用。	配合飼料 とうもろこし その他の飼料用穀類等	検討中
デオキシニパレ ノール	飼料中の基準の遵守状況を監視するために含有実態を把握(基準がない飼料についても、リスク管理措置の検討に必要なデータを得るため、含有実態を把握)。結果は、リスク管理措置の見直しに活用。	配合飼料 飼料用穀類等	検討中
ゼアラレノン	飼料中の基準の遵守状況を監視するために含有実態を把握(基準がない飼料についても、リスク管理措置の検討に必要なデータを得るため、含有実態を把握)。結果は、リスク管理措置の見直しに活用。	配合飼料 飼料用穀類等	検討中

その他の調査(事業者と連携して、リスク管理措置案の検討のために行う調査等)

危害要因	調査の趣旨	具体的な調査対象品目	予定調査点数
鉛	缶詰は賞味期限の長い食品であることから、鉛の含有量を低減した缶を使用した果実缶詰を長期間保管した場合に、内容物への鉛の溶出が継続して抑制されていることを確認。	果実缶詰	31
アクリルアミド	米菓中のアクリルアミド低減に有効と考えられる低減対策の効果を検証するため、事業者と連携して、低減技術の導入前後でアクリルアミド濃度がどの程度低減するかを把握。	米菓	240
	かりんとう中のアクリルアミド低減に有効と考えられる低減対策の効果を検証するため、事業者と連携して、低減技術の導入前後でアクリルアミド濃度がどの程度低減するかを把握。	かりんとう	300

平成 29 年度 食品の安全性に関する有害化学物質の サーベイランス・モニタリング年次計画

- (1) サーベイランス及びモニタリングについては、農林水産省が定めた「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」に基づいて実施する。
- (2) サーベイランス及びモニタリングの実施に当たって、有害化学物質リスク管理基礎調査事業により分析を委託する場合は、精度管理を行うこと、妥当性が確認された分析法を用いること等を条件として競争入札を行い、分析機関を選定する。
- (3) 危害要因を含有する可能性がある食品又は飼料の範囲が分からない場合や、十分なデータが存在せず、汚染状況が不明な場合は、予備調査を実施する。

サーベイランス

危害要因	調査の趣旨	具体的な調査対象品目	予定調査点数
ヒ素	科学的な根拠をもって安全であることを確認。もしも、無機ヒ素濃度が高ければ、適切なリスク管理措置を講じるための基礎資料として、米中の無機ヒ素含有実態を把握。	玄米	各 500
		精米 (上記玄米をとう精したもの)	
ダイオキシン類 (コプラナー PCB を含む)	「ダイオキシン対策推進基本指針」(平成 11 年ダイオキシン対策関係閣僚会議決定)に基づき、畜産物中の含有実態を把握。	牛肉	各 30
		豚肉	
	「ダイオキシン対策推進基本指針」(平成 11 年ダイオキシン対策関係閣僚会議決定)に基づき、水産物中の含有実態を把握。	タチウオ	各 30
ブリ(養殖)			
	畜水産物に残留するダイオキシン類の主要な経路である飼料について、含有実態を把握。	検討中	30

危害要因	調査の趣旨	具体的な調査対象品目	予定調査点数
タイプ B トリコテセン類 ¹	国産麦類について、現行のリスク管理措置の有効性を検証するとともに、アセチル体や配糖体を含めたリスク管理措置の必要性を検討するため、全国的な含有実態、遊離の DON、NIV とそれらのアセチル体や配糖体との比率及び年次変動を把握。	小麦 大麦	小麦 120 ³ 大麦 100 ³
タイプ A トリコテセン類 ²	国産麦類について、リスク管理措置の必要性を検討するため、全国的な含有実態及び年次変動を把握。		
ゼアラレノン	国産麦類について、リスク管理措置の必要性を検討するため、全国的な含有実態及び年次変動を把握。		
パツリン	国産のりんご果汁について、現行のリスク管理措置の効果を検証するため、最新の含有実態を把握。	りんご果汁	120 ⁴
オクラトキシン A	飼料用麦類について、基準の設定を含めたリスク管理措置の必要性を検討するため、含有実態を把握。	飼料用小麦 飼料用大麦	検討中
アフラトキシン B ₁	飼料原料中のアフラトキシン B ₁ の含有実態を把握。	とうもろこし以外の飼料用穀類等	検討中
ピロリジジンアルカロイド類	国産の緑茶中のピロリジジンアルカロイド類の含有実態を予備的に把握。	緑茶	30

¹ デオキシニバレノール(DON)、ニバレノール(NIV)、3-アセチル DON、15-アセチル DON、4-アセチル NIV、DON-3-グルコシドの 6 種を分析。

² T-2 トキシン、HT-2 トキシン、ジアセトキシスシルペノールの 3 種を分析。

³ 赤かび病の発生が懸念される地域で点数の追加を検討。

⁴ 風水害、雹害等が発生した地域で点数の追加を検討。

危害要因	調査の趣旨	具体的な調査対象品目	予定調査点数
アクリルアミド	食品中のアクリルアミドについて、低減の取組の効果を確認し、さらなるリスク管理措置を講じる必要があるか検討するため、国内に流通する主要な加工食品中の含有実態を継続して把握。	ポテトスナック	各 240
		ポテトフライ	
		その他加工食品	検討中
	日本人のアクリルアミド摂取量の推定に活用するとともに、調理方法の改善等を通じた低減の必要性を検討するため、国内で販売・提供される炒め野菜及び揚げ野菜中のアクリルアミド濃度について詳細な実態を把握。	炒め野菜 揚げ野菜	計 300

モニタリング

危害要因	調査の趣旨	具体的な調査対象品目	予定調査点数
ヒ素	飼料中の基準 ² の遵守状況を監視するために含有実態を把握。 結果は、リスク管理措置の見直しに活用。	配合飼料 魚粉、肉粉、肉骨粉 乾牧草等	検討中
カドミウム	飼料中の基準 ¹ の遵守状況を監視するために含有実態を把握。 結果は、リスク管理措置の見直しに活用。	配合飼料 魚粉、肉粉、肉骨粉 乾牧草等	検討中
鉛	飼料中の基準 ¹ の遵守状況を監視するために含有実態を把握。 結果は、リスク管理措置の見直しに活用。	配合飼料 魚粉、肉粉、肉骨粉 乾牧草等	検討中
水銀	飼料中の基準 ¹ の遵守状況を監視するために含有実態を把握。 結果は、リスク管理措置の見直しに活用。	配合飼料 魚粉、肉粉、肉骨粉 乾牧草等	検討中
アフラトキシン B ₁	飼料中の基準 ¹ の遵守状況を監視するために含有実態を把握。 結果は、リスク管理措置の見直しに活用。	配合飼料 とうもろこし	検討中
デオキシニバ レノール	飼料中の基準 ¹ の遵守状況を監視するために含有実態を把握。 結果は、リスク管理措置の見直しに活用。	配合飼料 飼料用穀類等	検討中
ゼアラレノン	飼料中の基準 ¹ の遵守状況を監視するために含有実態を把握。 結果は、リスク管理措置の見直しに活用。	配合飼料 飼料用穀類等	検討中

² 昭和 63 年 10 月 14 日付け 63 畜 B 第 2050 号農林水産省畜産局長通知

その他の調査(事業者と連携して、リスク管理措置案の検討等のために行う調査)

危害要因	調査の趣旨	具体的な調査対象品目	予定調査点数
アクリルアミド	米菓中のアクリルアミド低減に有効と考えられる低減技術の効果を検証するため、事業者と連携して、低減技術の導入前後でアクリルアミド濃度がどの程度低減するかを把握。	米菓	204
	かりんとう中のアクリルアミド低減に有効と考えられる低減技術の効果を検証するため、事業者と連携して、低減技術の導入前後でアクリルアミド濃度がどの程度低減するかを把握。	かりんとう	各 81
黒糖蜜			
多環芳香族炭化水素類	かつお節中の多環芳香族炭化水素類の低減技術の効果及び導入が品質に与える影響を検証。	かつお節	120

平成 30 年度 食品の安全性に関する有害化学物質の サーベイランス・モニタリング年次計画

- (1) サーベイランス及びモニタリングについては、農林水産省が定めた「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」に基づいて実施する。
- (2) サーベイランス及びモニタリングの実施に当たって、有害化学物質リスク管理基礎調査事業により分析を委託する場合は、分析結果の信頼性を確保するため、精度管理を行うことや妥当性が確認された分析法を用いること等を条件として競争入札を行い、分析機関を選定する。

サーベイランス

危害要因	調査の趣旨	具体的な調査対象品目	予定調査点数
ヒ素	コメの安全性を向上させるための措置を検討する際の基礎データを得るため、集出荷段階のコメ(玄米及び精米)の含有実態を詳細に把握。	玄米	各 500
		精米 (上記玄米をとう精したもの)	
鉛	国内で製造された食用油脂及びスプレッド類・ショートニング中の鉛濃度が引き続き低いレベルにあることを確認するため、予備的 ¹ に含有実態を把握。	植物油	30
		牛脂	各 5
		ラード	
		マーガリン	
		ファットスプレッド	
ショートニング			
カドミウム	養殖水産動物用飼料について、基準値の設定の必要性を検討するため、含有実態を把握。	養殖水産動物用飼料	30

¹ 危害要因を含有する可能性がある食品又は飼料の範囲が分からない場合や、十分なデータが存在せず、汚染状況が不明な場合に実施。

危害要因	調査の趣旨	具体的な調査対象品目	予定調査点数
ダイオキシン類 (コプラナー PCB を含む)	「ダイオキシン対策推進基本指針」(平成11年ダイオキシン対策関係閣僚会議決定)に基づき、農畜水産物中のダイオキシン類濃度の含有実態を把握。	葉茎菜類	50
		鶏肉	各 30
		牛乳	
		鶏卵	
		マサバ	各 30
		カンパチ(養殖)	
	「ダイオキシン対策推進基本指針」に基づき、畜水産物のダイオキシン類残留の主要な経路である飼料について、含有実態を把握。	魚油	15
		魚粉	30

危害要因	調査の趣旨	具体的な調査対象品目	予定調査点数
タイプ B トリコテセン類 ¹	国産麦類について、現行の汚染低減指針の有効性を検証するとともに、DON、NIV のアセチル体や配糖体(類縁体)を含めたさらなる汚染低減対策の必要性を検討するため、DON、NIV とそれらの類縁体の含有実態及び年次変動を把握。 濃度が通常の範囲よりも高い場合には、原因究明等を実施。	小麦 大麦 ライ麦	小麦 120 ³ 大麦 100 ³ ライ麦 5
タイプ A トリコテセン類 ²	国産麦類について、安全性を向上させるための措置の必要性を検討するため、全国的な含有実態及び年次変動を把握。 濃度が通常の範囲よりも高い場合には、原因究明等を実施。		
ゼアラレノン	国産麦類について、安全性を向上させるための措置の必要性を検討するため、全国的な含有実態及び年次変動を把握。 濃度が通常の範囲よりも高い場合には、原因究明等を実施。		
パツリン	パツリン産生菌は、りんご以外の果実にも感染し、パツリンを産生。 りんご以外の果実においては汚染実態が不明なことから、パツリンの汚染低減対策の必要性を検討するため、りんご以外の国産原料の果汁飲料を対象に含有実態を把握。	果汁飲料 (りんご果汁飲料を除く。)	60
オクラトキシン A	飼料用麦類について、基準値の設定の必要性を検討するため、含有実態を把握。	飼料用大麦 飼料用小麦	計 50

¹ デオキシニバレノール(DON)、ニバレノール(NIV)、3-アセチル DON、15-アセチル DON、4-アセチル NIV、DON-3-グルコシドの 6 種を分析。

² T-2 トキシン、HT-2 トキシン、ジアセトキシスシルペノールの 3 種を分析。

³ 赤かび病の発生が懸念される地域で点数の追加を検討。

麦角アルカロイド類	<p>麦角アルカロイド類について、麦角菌に汚染された穀粒の目視による混入率の管理から、化学分析による毒素濃度の管理への移行が国際的に検討されていることから、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国産麦類の安全性を向上させるための措置の必要性を検討するため、穀粒について、全国的な含有実態を把握。 ・ 目視では汚染を判別することができない麦類加工品についても、安全性を向上させるための措置の必要性を検討するため、予備的に国内に流通する穀類加工品の含有実態を把握。 	<p>小麦¹ 大麦¹ ライ麦¹</p>	<p>小麦 120 大麦 100 ライ麦 5</p>
		<p>小麦粉</p>	<p>60</p>
ピロリジジナルカロイド類	<p>農林水産省はこれまでフキ、はちみつ、緑茶について含有実態を把握してきたところであるが、この他のピロリジジナルカロイド類を含む可能性がある植物及びその加工品について、安全性を向上させるための措置の必要性を検討するため、予備的に含有実態を把握。</p>	<p>ツワブキ モリアザミ ムラサキバレンギク スイゼンジナ その他</p> <p>上記植物の簡易な加工品も対象とする。</p>	<p>計 60</p>
シアン化合物 (青酸配糖体、遊離シアン等)	<p>天然にシアン化合物を含む農産物を食べる際に適切な加工・調理が必要かどうか、また、消費者への注意喚起が必要かどうかを検討するため、予備的に含有実態を把握。</p>	<p>核果類 キャッサバ タケノコ ソルガム</p>	<p>計 120</p>

¹ 前頁のタイプBトリコテセン類等の実態調査と同一の試料を用いる。

危害要因	調査の趣旨	具体的な調査対象品目	予定調査点数
アクリルアミド	安全性を向上させるための措置の効果を確認し、さらなる措置を講じる必要があるかどうか検討するため、国内に流通する主要な加工食品中の含有実態を把握。	ポテトスナック	各 120
		ポテトフライ	
		ビスケット類	各 60
		米菓	
		乳幼児用穀類加工品	
		レギュラーコーヒー	
		インスタントコーヒー	
		麦茶	

モニタリング

危害要因	調査の趣旨	具体的な調査対象品目	予定調査点数
ヒ素	<p>飼料中の基準¹の遵守状況を監視するために含有実態を把握。 結果は、飼料の安全性を向上させるための措置の見直しに活用。</p>	<p>配合飼料 魚粉 肉粉 肉骨粉 乾牧草等</p>	計 320
カドミウム			
鉛			
総水銀			
アフラトキシン B ₁	<p>飼料中の基準¹の遵守状況を監視するために含有実態を把握。 結果は、飼料の安全性を向上させるための措置の見直しに活用。</p>	<p>配合飼料 とうもろこし</p>	計 200
デオキシニバレノール	<p>飼料中の基準¹の遵守状況を監視するために含有実態を把握。 結果は、飼料の安全性を向上させるための措置の見直しに活用。</p>	<p>配合飼料 飼料用穀類等</p>	計 690
ゼアラレノン			

¹ 昭和 63 年 10 月 14 日付け 63 畜 B 第 2050 号農林水産省畜産局長通知

その他の調査(事業者と連携して、リスク管理措置案の検討等のために行う調査)

危害要因	調査の趣旨	具体的な調査対象品目	予定調査点数
ニバレノール-3-グルコシド	国産麦類において、NIV の配糖体であるニバレノール-3-グルコシドの含有実態を把握(今年度は、分析に必要な標準試薬を作成)。	—	—
アクリルアミド	米菓中のアクリルアミド低減に有効と考えられる低減技術を検証するため、事業者と連携して、技術の導入前後でアクリルアミド濃度がどの程度低減するかを把握。	米菓	279

平成 31 年度 食品の安全性に関する有害化学物質の サーベイランス・モニタリング年次計画

- (1) サーベイランス及びモニタリングについては、農林水産省が定めた「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」に基づいて実施する。
- (2) サーベイランス及びモニタリングの実施に当たって、有害化学物質リスク管理基礎調査事業により分析を委託する場合は、分析結果の信頼性を確保するため、精度管理を行うことや妥当性が確認された分析法を用いること等を条件として競争入札を行い、分析機関を選定する。

サーベイランス

危害要因	調査の趣旨 (目的と経緯)	具体的な 調査対象品目	予定 調査点数
総ヒ素	【目的】 ・基準値設定を含めた飼料の安全性を向上させる措置の必要性を検討するため、含有実態を把握。 【経緯】 ・養魚用飼料を除く配合飼料、乾牧草、魚粉等については、総ヒ素、カドミウム、鉛及び総水銀の基準値を設定。 ・H30 年、これまで収集してきたデータをもとに基準値が設定できるものについて基準値を新規に設定又は既に設定している基準値を見直し。 ・養魚用配合飼料の基準値を設定するにはデータが不足。	養魚用配合飼料	30
カドミウム			
鉛			
総水銀			
ダイオキシン類 (コプラナーPCBを含む)	【目的】 ・「ダイオキシン対策推進基本指針」(平成 11 年ダイオキシン対策関係閣僚会議決定)に基づき、水産物中のダイオキシン類濃度について、含有実態を把握。 ・漁獲量が多い魚類や過去の調査結果から比較的高いダイオキシン類濃度が認められた魚種を対象とし、含有実態を把握。 【経緯】 ・これまでの調査の結果、日本人の平均推定摂取量は耐容一日摂取量(TDI)の 6 分の 1 程度。 ・そのうち 9 割が水産物からの摂取。	ブリ(天然)	各 30
	スズキ		

危害要因	調査の趣旨 (目的と経緯)	具体的な 調査対象品目	予定 調査点数
ダイオキシン類 (コプラナーPCB を含む)	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ダイオキシン対策推進基本指針」(平成 11 年ダイオキシン対策関係閣僚会議決定)に基づき、畜水産物のダイオキシン類残留の主要な経路である飼料について、含有実態を把握。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> H10 年度より継続して含有実態調査を実施。 ダイオキシン類は魚介類に多く含まれるため、魚油や魚介類由来の飼料原料でダイオキシン類の濃度が高いことを確認。 	飼料用魚油	15
		飼料用魚粉	30
PFC (パーフルオロカーボン) 類及び PBDE (ポリブロモジフェニルエーテル) 類	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本人の平均的な PFC 類(前回の調査対象は PFOA¹、PFOS²)及び PBDE 類の摂取量が増えていること確認するため、最新の食品由来の摂取量を把握。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品由来の PFC 類及び PBDE 類の平均的な摂取量を推定したところ健康に悪影響を及ぼすおそれが十分に小さいことを確認。 前回調査から 5 年以上が経過し、含有実態が変動している可能性。 H30 年から PFC 類のうち PFHxS³の規制について国際的に議論。 PFHxS について、日本を含むアジア地域の含有実態に関する情報が不足。 	果実類	各 2 都市
		藻類	
		魚介類	
		肉類	
		油脂類	

¹ パーフルオロオクタン酸

² パーフルオロオクタンスルホン酸

³ パーフルオロヘキサンスルホン酸

危害要因	調査の趣旨 (目的と経緯)	具体的な 調査対象品目	予定 調査点数
タイプ B トリコテ セン類 ¹	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国産麦類について、現行の低減指針の有効性の検証や DON、NIV の類縁体を含めたさらなる低減対策の必要性の検討、安全性向上措置の必要性の検討をするため、全国的な含有実態及び年次変動を把握。 ・濃度が通常の範囲よりも高い場合には、原因究明等を実施。 ・赤かび病の発生が懸念される地域で点数の追加を検討。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H14～27 年度までの調査結果から、国産麦類中の DON、NIV は、赤かび病の発生が多い年には汚染率や濃度も高いことが判明。 ・DON、NIV の推定経口摂取量から、国民全体の健康リスクは低いと考えられるが、子どもの体重当たりの摂取量は大人の 2 倍程度であり、摂取量が多い場合には、TDI に近い値。 ・厚生労働省が小麦中の DON の基準値案を検討する際に、これまでの調査結果を提供。 	小麦 大麦 ライ麦	小麦 120 ³ 大麦 100 ³ ライ麦 5 ³
タイプ A トリコテ セン類 ²			
ゼアラレノン			
タイプ A トリコテ セン類、タイプ B トリコテセン類、 ゼアラレノン、ア フラトキシン (フモニシン、麦 角アルカロイド 等のその他かび 毒も分析が可能 であれば対象と する。)	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、国産雑穀の中でハトムギの生産量が急増。ハトムギの安全性向上措置の必要性を予備的に検討するため、生産履歴が明らかなハトムギ中のかび毒の含有実態を把握。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内で流通するハトムギ加工品(原料は輸入又は国産)が複数のかび毒に同時汚染されているとの報告がある。 ・生産履歴が明らかな国産のハトムギ穀粒を対象とした実態調査はこれまでに行われていない。 ・かび毒の含有実態は単年度では評価できないため、数年間継続して調査を行う。 	ハトムギ	30～60

¹ デオキシニバレノール(DON)、ニバレノール(NIV)、3-アセチル DON、15-アセチル DON、4-アセチル NIV、DON-3-グルコシドの 6 種を分析。

² T-2 トキシン、HT-2 トキシン、ジアセトキシスシルペノールの 3 種を分析。

³ かび毒汚染のリスクが高い場合等には点数の追加を検討。

危害要因	調査の趣旨 (目的と経緯)	具体的な 調査対象品目	予定 調査点数
オクラトキシン A	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 飼料用麦類について、基準の設定を含めた飼料の安全性を向上させる措置の必要性を検討するため、含有実態を把握。 	飼料用大麦 飼料用小麦	計 60
麦角アルカロイド類	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国産麦類における麦角病の発生の報告はまれであるが、麦角病の病徴がない場合でも麦角アルカロイド類に汚染されている可能性があることから、国産麦類の含有実態を把握。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有毒な麦角粒が食品に混入することを防止するため、コーデックス規格や農産物規格規程(平成 13 年 2 月 28 日農林水産省告示第 244 号)では、麦角粒の混入率の上限を設定し、目視により管理。 近年、海外において市場流通している麦類加工品に麦角アルカロイド類汚染が報告されていることから、目視判定による麦角粒の混入率の規定を、化学分析による毒素濃度の基準値に変えることについて、コーデックス委員会食品汚染物質部会で提案。 H30 年度から調査を開始。 	小麦 ¹ 大麦 ¹ ライ麦 ¹	小麦 120 ² 大麦 100 ² ライ麦 5 ²
	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内における現行の麦角菌による汚染の管理が十分であるかどうか検証するため、国内で流通する小麦粉中の含有実態を把握。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有毒な麦角粒が食品に混入することを防止するため、コーデックス規格や農産物規格規程では麦角粒の混入率の上限を設定し、目視により管理。 一方、穀類加工品の場合、麦角菌による汚染は目視では管理ができないため、麦角アルカロイド類の化学分析による管理に移行することについて国際的に検討。 H30 年度から調査を開始。 	小麦粉	120

¹ 前ページのタイプ B トリコテセン類等の実態調査と同一の試料を用いる。

² かび毒汚染のリスクが高い場合等には点数の追加を検討。

危害要因	調査の趣旨 (目的と経緯)	具体的な 調査対象品目	予定 調査点数
フザリウム属の 赤かび病の原 因菌	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 赤かび病の菌種分布と当該菌のかび毒産生性の調査手法の妥当性等を検討するための予備調査。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年、麦類中の DON、NIV の濃度が高い状態が続いている地域が存在。気象条件等による影響のほか、赤かび病菌の菌種分布やかび毒産生性が変化している可能性。 過去に一部地域で赤かび病菌の菌種分布等を調べた研究成果はあるものの、全国的な調査はこれまで行われていない。 より効果の高いかび毒低減対策を検討するため、全国的な赤かび病菌の菌種分布と当該赤かび病菌のかび毒産生性を把握する必要。 	小麦及び大麦	未定
ピロリジジンア ルカロイド類 (PA)	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> PA を含む可能性がある植物及びその加工品が食品として流通していることから、それらの安全性を向上させる措置の必要性を検討するため、予備的に含有実態を把握。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産省は、これまでに農産物については、フキの含有実態を調査。 フキには高濃度の PA が含まれるが、伝統的なあく抜きによって PA を低減できることが判明したことから、あく抜きしてから食べるよう情報提供。 ツワブキについては H30 年度から継続して調査。 	ツワブキ モリアザミ ムラサキバレンギク スイゼンジナ その他	未定

危害要因	調査の趣旨 (目的と経緯)	具体的な 調査対象品目	予定 調査点数
シアン化合物	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バラ科果実の種子や未熟な果肉、豆類、タケノコ、キャッサバ等の農産物は、天然にシアン化合物を含む。 ・これらの農産物を食べる際に適切な加工・調理が必要であるかどうかを確認するため、また、消費者への注意喚起が必要かどうかを検討するため、農産物及びその加工品中の含有実態を把握。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29年、びわ種子粉末から高濃度のシアン化合物が検出、事業者が自主回収。 ・消費者にびわ種子粉末の摂取について注意喚起(H29年12月)し、シアン化合物を含むことが知られている原料を使用した健康食品等の安全確保を関係事業者に対して要請(H30年7月)。 ・H30年度からびわ加工品について実態調査を開始。 	<p>バラ科果実 キャッサバ タケノコ その他</p>	<p>未定</p>

危害要因	調査の趣旨 (目的と経緯)	具体的な 調査対象品目	予定 調査点数
アクリルアミド (AA)	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性を向上させるための措置の効果を検証し、さらなる措置を講じる必要があるかどうかを検討するため、国内に流通する主要な加工食品中の含有実態を把握。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い加工食品に AA が含まれることを確認。 ・AA の摂取寄与の大きい加工食品を対象に含有実態を継続して調査(H24 年度～)。フライドポテトやポテトスナックについて、過去と比較して統計学的に有意に濃度が減少したことを確認。 	ポテトスナック	各 120
		フライドポテト	
		カレールウ	60
ヒスタミン	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が低減技術を実施することにより、魚醤の安全性が向上したかどうかを検証するため、低減技術の普及前の現時点において、市販されている魚醤のヒスタミン濃度を調査。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魚醤の製造において、魚介類を長期間発酵させる過程でヒスタミンが生成。 ・魚醤の摂取量を考慮すると、魚醤に含まれるヒスタミンを摂取することにより健康に悪影響が生じる可能性は低い。 ・一部の魚醤の製造事業者はより安全な魚醤を供給するため、低減技術の効果を検討中。 	魚醤	20

モニタリング

危害要因	調査の趣旨 (目的と経緯)	具体的な 調査対象品目	予定 調査点数
アフラトキシン B ₁ (AFB ₁)	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 飼料中の基準¹の遵守状況を監視するために含有実態を把握。結果は、リスク管理措置の見直しに活用。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 配合飼料中の AFB₁ について、基準(0.01 mg/kg(乳用牛用、幼畜用))及び 0.02 mg/kg(乳用牛用以外の成畜用))を設定し、飼料安全法(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律)に基づくモニタリングを実施。これまで基準を超過する事例なし。 とうもろこしの調達先の多様化及び厚生労働省の乳中のアフラトキシン M₁(AFM₁)の新たな規制に対応し、とうもろこしに AFB₁ の基準(0.02 mg/kg)を新たに設定(H27)。 	配合飼料 とうもろこし	計 150
デオキシニバレノール(DON)	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 飼料中の基準¹の遵守状況を監視するために含有実態を把握。結果は、リスク管理措置の見直しに活用。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 飼料に以下のとおり、基準値を設定。 DON: 4 mg/kg(生後 3 か月以上の牛)、 1 mg/kg(生後 3 か月以上の牛を除く) ZEN: 1 mg/kg 近年の飼料安全法に基づくモニタリング調査で基準を超過する事例なし。 	配合飼料 飼料用穀類等	DON 計 310
ゼアラレノン (ZEN)			ZEN 計 280
総ヒ素	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 飼料中の基準¹の遵守状況を監視するために含有実態を把握。結果は、リスク管理措置の見直しに活用。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 飼料に以下のとおり、基準値を設定。 総ヒ素: 2 mg/kg(養魚用を除く配合飼料、乾牧草等)、7 mg/kg(稲わら等)、15 mg/kg(魚粉) カドミウム: 1 mg/kg(養魚用を除く配合飼料、乾牧草等)、3 mg/kg(魚粉、肉粉等) 鉛: 3 mg/kg(養魚用を除く配合飼料、乾牧草等)、7 mg/kg(魚粉等) 総水銀: 0.4 mg/kg(養魚用を除く配合飼料、乾牧草等)、1 mg/kg(魚粉等) 近年の飼料安全法に基づくモニタリング調査で基準を超過する事例なし。 	家畜用配合飼料 魚粉 肉粉 肉骨粉 乾牧草等	計 90
カドミウム			
鉛			
総水銀			

¹ 昭和 63 年 10 月 14 日付け 63 畜 B 第 2050 号農林水産省畜産局長通知

その他の調査(事業者と連携して、汚染防止・低減対策の検討等のために行う調査)

危害要因	調査の趣旨 (目的と経緯)	具体的な 調査対象品目	予定 調査点数
アクリルアミド (AA)	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態調査の結果、米菓の一部に比較的高濃度のAAを含むことを確認。 ・米菓中のAA低減に有効と考えられる低減技術を検証するため、事業者と連携して、技術の導入前後でAA濃度がどの程度低減するかを把握。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米菓製造事業者と連携して、具体的な低減技術の効果検討に向け調査中(H28年度～)。加熱温度・時間や副原料が、米菓中のAA濃度に影響することを確認。 ・製造現場での品質管理に役立てるため、AA濃度の目安として色見本や分光データが活用できることを確認(H29)。 	米菓	100

その他の調査(妥当性確認／性能検証)

危害要因	調査の趣旨 (目的と経緯)	具体的な 調査対象品目	予定 調査点数
3-MCPD 脂肪酸エステル類 (3-MCPDE) 及び グリシドール脂 脂肪酸エステル 類(GE)	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児用調製粉乳中の3-MCPDE及びGEについて、関係食品事業者による自主的な低減の取組の効果を確認するため、近い将来に含有実態を把握する必要。 ・そのために必要な(十分に低い濃度範囲で定量可能な)分析法の性能を検証。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H25～26年度に実施した調査により、我が国で流通する精製食用油脂を原料とする調製粉乳等中の濃度は、当時海外で報告されていた濃度よりやや低い傾向にあることを確認。 	乳児用調製粉乳	42

令和 2 年度 食品の安全性に関する有害化学物質の サーベイランス・モニタリング年次計画

- (1) サーベイランス及びモニタリングについては、農林水産省が定めた「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」に基づいて実施する。
- (2) サーベイランス及びモニタリングの実施に当たって、有害化学物質リスク管理基礎調査事業により分析を委託する場合は、分析結果の信頼性を確保するため、精度管理を行うことや妥当性が確認された分析法を用いること等を条件として競争入札を行い、分析機関を選定する。

サーベイランス

危害要因	調査の趣旨 (目的と経緯)	具体的な 調査対象品目	予定 調査点数
カドミウム 鉛	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き水産物の安全を確保するため、我が国の水産物(貝類)の最新の鉛の含有実態を部位別に把握するとともに、我が国の実態をコーデックス委員会での水産物中の鉛の最大基準値(ML)の新規設定の議論に反映させる。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H7～9 年度、水産庁が水産物(甲殻類、軟体動物、頭足類)中の鉛の含有実態調査を実施した他、厚生労働省(H19 年度実施)等が調査し、安全性を確認。 ・また、カドミウムについても、農林水産省が H22～24 年度に当該水産物を対象に含有実態調査を実施し、安全性を確認。 ・食品安全委員会は、一般的な日本人における食品からのカドミウム摂取が健康に悪影響を及ぼす可能性は低いと評価。 ・鉛は幅広い種類の食品に含まれることから、コーデックス委員会は、貿易量や消費量の多い食品群について、新たに基準値を設定することを検討中。今後、コーデックス委員会でこれら水産物中の鉛の ML 設定が検討される予定。国産水産物中の鉛の含有実態データが不足。 ・カドミウムについては、近年、輸出先国の基準値を超過する事例が複数発生。 	<p>ホタテガイ (貝柱、中腸腺、 生殖腺、外套膜・鰓) マガキ</p>	各 120

危害要因	調査の趣旨 (目的と経緯)	具体的な 調査対象品目	予定 調査点数
カドミウム 鉛 総ヒ素	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国の魚缶詰中の鉛濃度が低いことを確認する。また、コーデックス委員会における魚類加工品中の鉛の最大基準値(ML)の新規設定に貢献するとともに、我が国の実態を反映させるため、魚缶詰中の鉛の含有実態を予備的に調査。あわせて、鉛と同時分析が可能なカドミウム、総ヒ素も調査。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉛は大気中や土壌中、水中に存在し、幅広い種類の食品に含まれる。 食品中の鉛の低減に向け、各国が排出源対策や食品製造段階における対策を実施。 コーデックス委員会は、世界的に食品中の鉛が低減してきていることを受け、食品中の鉛のMLを見直し。鉛のMLが未設定の食品についても、貿易量や消費量の多い食品群に新たにMLを設定することを検討中であり、その候補の一つとして魚類加工品を提案。 魚類加工品については、日本人の消費量が多いにも関わらず、国内の鉛含有実態の情報が不足。 	魚缶詰	40
カドミウム 鉛 総ヒ素 総水銀	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 養殖水産動物用飼料中の重金属等について、飼料の安全性の向上に、基準の設定その他の措置が必要であるかどうかを検討するため、含有実態を把握。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重金属等は、環境中(水や土壌等)に広く天然に存在するため、魚介類を由来する飼料(魚粉など)に含まれることが多い。 養殖水産動物用飼料は、家畜用飼料に比べ魚粉などの配合割合が高いが、重金属等の含有実態に関するデータ等が不足しているため、養殖水産動物用飼料の管理基準を設定していない。 このため、養殖水産動物用飼料の管理基準を検討するための材料として、養殖水産動物用飼料中の重金属等の含有実態を把握するための調査が必要。 	養殖水産動物用飼料	30

危害要因	調査の趣旨 (目的と経緯)	具体的な 調査対象品目	予定 調査点数
メチル水銀 総水銀	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き水産物の安全を確保するため、我が国の水産物中のメチル水銀及び総水銀の最新の含有実態を把握するとともに、我が国の実態をコーデックス委員会での最大基準値(ML)改訂の議論に反映させる。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> H15年6月、厚生労働省は、メチル水銀の感受性が高い胎児への健康影響を鑑み、妊婦を対象とした、魚介類の水銀に関する摂食指導を発表。我が国における食品を通じた平均の水銀摂取量は、食品安全委員会が公表した妊婦を対象とした耐容量の6割程度。 H30年7月、コーデックス委員会は、マグロ類に対するメチル水銀のMLを設定するとともに、3年後を目処に追加データを加味してMLの再検討を予定。 コーデックス委員会におけるメチル水銀のMLの再検討に積極的に参画し日本の実態を反映したMLが設定されるようにするため、今後、最新の含有実態データを提出する必要。 	クロマグロ(天然) メバチ	メチル水銀 各 155 総水銀 各 35
		クロマグロ(養殖) ミナミマグロ(天然)	メチル水銀 各 120
オクラトキシン A	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 飼料中のオクラトキシン A について、飼料の安全性の向上に、基準の設定その他措置が必要であるかどうかを検討するため、飼料用麦類の含有実態を把握。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> オクラトキシン A は、植物病原菌であるかびや貯蔵穀物などを汚染するかび(コウジカビやアオカビの一部)が産生する化学物質。豚の腎毒性が確認。 国際機関であるコーデックス委員会は、小麦、大麦及びライ麦にオクラトキシン A の基準を設定しているが、国内に輸入される飼料用麦類中のオクラトキシン A の含有実態に関するデータが不足。 このため、飼料の管理基準を検討するための材料として、飼料用の輸入麦類中のオクラトキシン A の含有実態を把握するための調査が必要。 現在、飼料の管理基準を検討のするために必要な点数の飼料用の輸入麦類を収集中。 	飼料用大麦 飼料用小麦	計 60 (最大)

危害要因	調査の趣旨 (目的と経緯)	具体的な 調査対象品目	予定 調査点数
デオキシニバレ ノール(DON) ニバレノール (NIV) それらの類縁体	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国産麦類中の DON、NIV については、全国的な含有実態と年次変動を調査し、現行の低減指針に基づく対策が実施されているか、対策が有効かどうかを検証。 ・含有実態についてのデータが不足している DON、NIV の類縁体(アセチル体や配糖体)についても調査を行い、類縁体を含めたさらなる低減対策が必要かどうかを検討。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H14 年度から国産麦類の実態調査を継続。 ・H20 年 12 月に麦類の DON、NIV 汚染低減のための指針を策定。 ・H27 年度までの調査結果から、国産麦類中の DON、NIV の汚染率や濃度は、赤かび病の発生が多い年には高いことが判明。 ・DON、NIV の推定経口摂取量から、国民全体の健康リスクは低いと考えられるが、子どもの体重当たりの摂取量は大人の2倍程度であり、摂取量が多い場合には、耐受一日摂取量(TDI)に近い値。 ・本実態調査の結果は、厚生労働省における小麦中の DON の基準値案検討にも活用・貢献(H29 年 9 月)。 ・気象状況により赤かび病の発生が懸念される場合は追加調査を実施し、かび毒汚染の可能性が高い状況下においても対策が有効かどうかを検証。 ・継続して調査を実施することで、気候変動による温暖化や多雨等が国産麦類中の DON、NIV やその類縁体の汚染に及ぼす影響についても把握。 	小麦 大麦 ライ麦	120 ¹ 100 ¹ 5 ¹

¹ かび毒汚染のリスクが高い場合等には点数の追加を検討。

危害要因	調査の趣旨 (目的と経緯)	具体的な 調査対象品目	予定 調査点数
ゼアラレノン (ZEN) T-2トキシ (T2) HT-2トキシ (HT2) ジアセトキシ シルペノール (DAS)	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国産麦類中の ZEN、T2、HT2、DAS について、全国的な含有実態と年次変動を調査し、低減対策が必要かどうかを検討。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ZEN は H17 年度から、T2、HT2、DAS は H23 年度から国産麦類の実態調査を継続。 ・H27 年度までの調査結果から、国産麦類中の ZEN、T2、HT2、DAS は、DON、NIV 及びこれらの類縁体と比較して汚染率や濃度がともに低く、現時点では直ちに低減対策を行う必要はないと判断。 ・これまでの調査で確認されている通常の範囲よりも含有濃度が高い試料があった場合には、高濃度の汚染が生じた原因を究明し、低減対策の必要性の検討に活用。 ・継続して調査を実施することで、気候変動による温暖化や多雨等が国産麦類中の ZEN、T2、HT2、DAS 汚染に及ぼす影響についても把握。 	小麦 ¹ 大麦 ¹ ライ麦 ¹	120 ² 100 ² 5 ²
デオキシニバ レノール ニバレノール ゼアラレノン T-2トキシ HT-2トキシ ジアセトキシ シルペノール 総アフラトキシ ン	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国産雑穀の中で、近年、生産量が急増しているハトムギ中のかび毒について、全国的な含有実態を予備的に調査し、継続的な調査や低減対策が必要かどうかを検討。 ・ハトムギは、玄穀のまま原材料に利用される他に、脱ぶ¹、精白して利用されることもあることから、これらの一次加工品についても調査し、加工による影響を把握。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内で流通するハトムギ加工品(原料は輸入又は国産)が複数のかび毒に同時汚染されているとの報告がある。 ・生産履歴が明らかな国産のハトムギ穀粒を対象とした実態調査はこれまでに行われていない。 ・かび毒の汚染の年次変動を評価するため、数年間継続して調査。 ・R 元年度から玄穀の調査を開始。 	ハトムギ	殻付き玄穀 60 脱ぶ ¹ ・精白 したもの 30

¹ 前述の DON、NIV 等の実態調査と同一の試料を用いる。

² かび毒汚染のリスクが高い場合等には点数の追加を検討。

危害要因	調査の趣旨 (目的と経緯)	具体的な 調査対象品目	予定 調査点数
麦角アルカロイド類	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国産麦類中の麦角アルカロイド類の含有実態を把握し、低減対策が必要かどうかを検討。 ・原料穀類中の麦角粒(麦角菌に汚染された穀粒)の混入防止対策により、穀類加工品中の麦角アルカロイド類の濃度が低く保たれていることを確認するため、国内で流通する小麦粉(パン用、めん用、菓子用)中の含有実態を調査。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・穀類の子実が麦角菌に感染すると「麦角」又は「麦角粒」と呼ばれる特徴的な爪状の黒い菌糸の固まりが形成。外見上は麦角粒の形成が認められない穀類でも麦角菌に感染し、麦角アルカロイド類に汚染されている可能性がある。 ・有毒な麦角粒が食品に混入することを防止するため、コーデックス規格や農産物規格規程¹では、穀類中の麦角粒の混入率の上限を設定し、目視により管理。 ・一方、穀類加工品の場合、目視による麦角粒の管理ができないため、化学分析により麦角アルカロイド類を管理することを国際的に検討。 ・国産麦類中の麦角アルカロイド類について、H30年度から調査を開始。国産麦類における麦角病の発生はまれであっても、発生条件が解明されていないため、数年間継続して調査し、汚染の傾向を把握。 ・小麦粉中の麦角アルカロイド類についても、H30年度から調査を開始。年次変動を把握するため調査を継続。R元年度は、小麦粉のパンへの加工が麦角アルカロイド類に与える影響についても調査。 	<p>小麦² 120³</p> <p>大麦² 100³</p> <p>ライ麦² 5³</p>	
		小麦粉	120

¹ 平成13年2月28日農林水産省告示第244号

² 前述のDON、NIV等の実態調査と同一の試料を用いる。

³ かび毒汚染のリスクが高い場合等には点数の追加を検討。

危害要因	調査の趣旨 (目的と経緯)	具体的な 調査対象品目	予定 調査点数
トロパンアルカロイド類 (ヒヨスチアミン、スコポラミン)	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国産の穀類のうち、チョウセンアサガオの種子が混入する可能性があるものを対象に、トロパンアルカロイド類の含有実態を調査し、現在実施されている穀類への雑草種子の混入を防止するための対策(畑への雑草侵入防止や選別・調製)が有効かどうかを検討。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、難防除外来雑草が水田地帯へ侵入し、収穫物への雑草種子の混入が問題となっている。特にシロバナヨウシュチョウセンアサガオ等の毒性を有する雑草種子の混入は、国内のみならず、海外においても食品安全上の大きな問題となっている。 ・H31年3月に、国連世界食糧計画が提供したスーパーシリアル(とうもろこしと大豆の粉末にミネラルやビタミンを添加したもの)によって、ウガンダで集団食中毒(患者数296名、死者4名)が発生し、その原因が原料大豆に混入していた雑草のシロバナヨウシュチョウセンアサガオの種子であることが判明。 ・国内においては、農産物検査規格において、主要な穀類には異種穀粒や異物の混入率の上限が定められているが、有毒雑草種子であっても規格内であれば混入が認められる状況。 ・EUでは、穀類を主成分とする乳児及び幼児用食品中のトロパンアルカロイド類に最大基準値を設定。今般のウガンダでの集団食中毒を受けて、WHO、FAOは、穀類や穀類加工品にトロパンアルカロイド類の管理基準を検討するにあたり科学的な助言を得るためにR2年3月に専門家会合の開催を予定。 	大豆 そば	各60

危害要因	調査の趣旨 (目的と経緯)	具体的な 調査対象品目	予定 調査点数
シアン化合物	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シアン化合物を含むことが知られていても、あく抜き、加熱、熟成などの加工・調理をすることによって安全性が高まることを確認するため、また、消費者へのさらなる注意喚起が必要かどうかを検討するため、農産物中の含有実態を調査。(予備調査) <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バラ科果実(ビワ、ウメ等)の種子や未熟な果肉、豆類・タケノコの一部、キャッサバ等の農産物は、天然にシアン化合物を含む。国内でも、キャッサバの喫食による青酸中毒がまれに発生。 ・H29 年びわ種子粉末から高濃度のシアン化合物が検出され、事業者が自主回収。 ・農林水産省は、消費者に対してびわ種子粉末の摂取について注意喚起(H29 年 12 月)し、シアン化合物を含むことが知られている原料を使用した健康食品等の安全確保を関係事業者に対して要請(H30 年 7 月)。 	<p>バラ科果実 タケノコ キャッサバ</p>	<p>70 20 5</p>
アクリルアミド	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品中のアクリルアミドについて、安全性を向上させるための措置の効果を検証するため、日本人のアクリルアミドの摂取寄与が大きいと推定した加工食品中の含有実態を把握する。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクリルアミドは、食品を焼く・揚げるなど 120℃以上で加熱した際に、意図せず生成する化学物質。 ・農林水産省は、食品関連事業者が自主的に行う食品中のアクリルアミド低減に向けた取組を支援するため、「食品中のアクリルアミドを低減するための指針」を策定・普及。日本人のアクリルアミドの摂取寄与が大きいと推定した加工食品を対象に含有実態を調査。 ・ポテト系スナック菓子等一部の食品では、過去と比較して統計学的に有意にアクリルアミドの濃度が減少。 	<p>ポテト系スナック菓子 フライトポテト 乳幼児用穀類加工品</p>	<p>120 120 60</p>

危害要因	調査の趣旨 (目的と経緯)	具体的な 調査対象品目	予定 調査点数
ニトロソアミン類	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品が安全であることを裏付ける根拠となるデータを取得するため、食品由来のニトロソアミン類の平均的な摂取量を調査。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニトロソアミン類は、硝酸塩を含む食品を加熱すると生成することが報告。 ・我が国でも 1980 年代に食事由来のニトロソアミン類の摂取量が報告。 ・英国食品基準庁は食品中のニトロソアミン類の汚染実態データを公表。ドイツ連邦リスク評価機関は、食品に含まれる化学物質の摂取量を推定する研究を進めており、その一つにニトロソアミン類が選定。 ・調査の結果、安全と言い切れない場合は、本調査結果をもとに摂取寄与の高い食品群を特定し、詳細な調査を予定。 	<p>その他 (トータルダイエツ スタディ)</p>	<p>1 都市 2 季節</p>
ダイオキシン類 (コプラナーPCB を含む)	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ダイオキシン対策推進基本指針(H11 年 3 月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定)」により、日本政府が食品に含まれるダイオキシン類の濃度を分析することになっている。ダイオキシン類は脂溶性が高く、畜産物に蓄積する可能性がある。そこで、これまで日本政府が講じてきた対策について、食品の安全性向上における効果を確認するため調査。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国で生産された畜産物中のダイオキシン類濃度の実態を把握するために H10 年度から調査を始め、サーベイランス・モニタリング中期計画に基づき、H18 年度からは 2 年に 1 度、H26 年度からは 3 年に 1 度の間隔で調査。 ・いずれの品目もダイオキシン類濃度の平均値は低いレベルで推移し、有意な変動傾向は認められない(牛肉及び豚肉)か、もしくは下降傾向が認められる(鶏肉、鶏卵及び牛乳)。 ・R2 年度は、前回の調査から 3 年が経過しており、モニタリングの継続性を確保するため調査。 	<p>牛肉 豚肉 鶏肉 鶏卵 牛乳</p>	<p>各 30</p>

危害要因	調査の趣旨 (目的と経緯)	具体的な 調査対象品目	予定 調査点数
ダイオキシン類 (コプラナーPCB を含む)	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ダイオキシン対策推進基本指針(H11年3月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定)」により、日本政府が食品に含まれるダイオキシン類の濃度を分析することになっている。これまでの調査結果から、水産物は食品を介したダイオキシン類の摂取寄与が高いことが分かっている。そこで、これまで日本政府が講じてきた対策について、食品の安全性向上における効果を確認するため調査。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国で水揚げされた水産物中のダイオキシン類濃度の実態を把握するために、H18年度から、漁獲量が多い魚種や過去の調査結果から比較的高いダイオキシン類濃度が認められた魚種を選定(11品目)し、中期計画に基づき、毎年度計画的かつ継続的に実態を把握するため、対象魚種を切り替えながら調査を実施。いずれの品目も概ね同程度の濃度で推移。 ・水産物からのダイオキシン類の摂取量が総摂取量の9割を占めていることを確認(ただし、総摂取量はTDIの6分の1程度)。 	ホッケ	30
ダイオキシン類 (コプラナーPCB を含む)	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ダイオキシン対策推進基本指針(H11年3月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定)」により、日本政府が食品に含まれるダイオキシン類の濃度を分析することになっている。ダイオキシン類は脂溶性が高いため、油脂中のダイオキシン類の濃度は高くなる傾向にある。飼料を介して畜産物へダイオキシン類が移行する可能性があるため、畜産物の安全性を確保する上で、飼料中のダイオキシン類の濃度を把握することは重要である。そこで、これまで日本政府が講じてきた対策について、食品の安全性向上における効果を確認するため調査。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の調査結果から、魚粉及び動物性油脂中ダイオキシンの毒性等量は、年ごとに多少の増減があるものの低いレベルで推移し、魚油中毒性等量は緩やかな下降傾向。 ・飼料中のダイオキシン類濃度の経年変化を確認するため、引き続き、含有実態を調査。 	動物由来油脂 搾油後の残渣	計 25 (予定)

モニタリング

危害要因	調査の趣旨 (目的と経緯)	具体的な 調査対象品目	予定 調査点数
カドミウム 鉛 総水銀 総ヒ素	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料中の基準¹の遵守状況を監視するために含有実態を把握。 ・結果は、飼料の安全性向上対策の見直しに活用。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の調査の結果から、飼料中のカドミウム、鉛、総水銀、総ヒ素濃度は低いレベルで推移。 ・基準の遵守状況を監視するため、引き続きモニタリングを実施する必要。 	家畜用配合飼料 魚粉 肉粉 肉骨粉 乾牧草等	計 80
アフラトキシン B1	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料中の基準¹の遵守状況を監視するために含有実態を把握。 ・結果は、飼料の安全性向上対策の見直しに活用。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の調査の結果から、配合飼料中のアフラトキシン B1 濃度は低いレベルで推移、原料中濃度においては下降する傾向が得られている。 ・基準の遵守状況を監視するため、引き続きモニタリングを実施する必要。 	配合飼料 飼料用とうもろこし	計 150
デオキシニバレ ノール	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料中の基準¹の遵守状況を監視するために含有実態を把握。 ・結果は、飼料の安全性向上対策の見直しに活用。 ・この調査は、食品の安全性向上と豚の健康保護に資する。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の調査の結果から、配合飼料中におけるデオキシニバレノール濃度は低いレベルで推移し、飼料穀物中濃度は下降する傾向が得られている。 ・基準の遵守状況を監視するため、引き続きモニタリングを実施する必要。 	配合飼料 飼料用穀類等	計 310

¹ 昭和 63 年 10 月 14 日付け 63 畜 B 第 2050 号農林水産省畜産局長通知

危害要因	調査の趣旨 (目的と経緯)	具体的な 調査対象品目	予定 調査点数
ゼアラレノン	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料中の基準¹の遵守状況を監視するために含有実態を把握。 ・結果は、飼料の安全性向上対策の見直しに活用。 ・この調査は、食品の安全性向上と豚の健康保護に資する。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の調査の結果から、配合飼料中及び飼料穀物中のゼアラレノン濃度は低いレベルで推移する傾向。 ・基準の遵守状況を監視するため、引き続きモニタリングを実施する必要。 	配合飼料 飼料用穀類等	計 285
フモニシン B1、 B2、B3	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30年に新規で設定した当該基準値¹の飼料中の遵守状況を監視するために含有実態を把握。 ・結果は、飼料の安全性向上対策の見直しに活用。 ・この調査は、食品の安全性向上と豚の健康保護に資する。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30年に新規設定した基準値であり、また対象家畜に新たに追加予定となっている馬用飼料を含む飼料中の基準値の遵守状況を監視するため、調査を実施する必要。 	配合飼料	90

¹ 昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知